

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年12月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から39年9月まで
② 昭和41年12月から42年3月まで

私は、昭和38年8月に会社を寿退社し、結婚後すぐに、市役所から国民年金に加入するよう、はがきによる連絡があったことから、同年8月から39年9月までの国民年金保険料については、夫が市役所に一括で支払いに行った。

また、結婚後の国民年金保険料は、婦人会の集金人に私が夫と義母の保険料を併せて毎月支払っていたので未払いなどあり得ない。

納付できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿により、国民年金手帳記号番号が昭和41年7月に払い出されていることが確認でき、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、これ以外に払出しが行われた記録は見当たらないことから、払出し時点では申立期間①は時効により、保険料を納付することはできない。

また、申立期間①の保険料は時効により特例納付でしか保険料を納付できないが、申立人は特例納付をした記憶が無く、特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、4か月と短期間であり、前後の期間の保険

料がすべて納付済みであること、及び同居の夫及び義母は納付済みであることから、申立期間②については保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年12月から42年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和30年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から31年9月1日まで

昭和30年3月に高校を卒業し、同年4月にA社B支店に採用され、その後転勤はあったが定年まで一貫して働いていたのに厚生年金保険の記録が31年9月1日からになっているのはおかしい。また、同期入社した者も同日が資格取得となっていたが、第三者委員会に申し立てた結果、記録が訂正されている。調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びA社の人事業務を扱うC社から提出された人事台帳により、申立人が昭和30年4月1日に同社に入社し、継続して勤務していたことが確認でき、C社は、「申立人は正社員であり、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた。」としていることから、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和31年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主による申立てどおりの資格取得届や申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定

基礎届及びこれに基づく定時決定などいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が、昭和 31 年 9 月 1 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 30 年 4 月から 31 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（28 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を 28 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成 8 年 10 月から 9 年 9 月までの標準報酬月額の記録は 19 万円とされているが、同社において 8 年 5 月から同年 7 月までの算定基礎届に係る事務手続に誤りがあったと考えている。申立期間の標準報酬月額の記録訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賃金台帳兼源泉徴収簿（以下「賃金台帳」という。）によれば、申立期間において、申立人は、その主張する標準報酬月額（28 万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、年金事務所は、申立期間当時の資料が現存していないこともあり、オンライン記録上の 19 万円という標準報酬月額がどのように算定され、それが記録されたかについては不明であるとし、さらに、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に基づく金額をオンライン入力する際に誤りがあった可能性も否定できないと回答している。

加えて、事業主は、申立期間当時、社会保険事務所からの標準報酬決定通知書（以下「通知書」という。）に記載された標準報酬月額を基に厚生年金保険料額を算出し、それを給与から控除していたと回答している。

ところで、当該事業所が、申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたことや経営状態が悪化していたことを示す関連資料や周辺事情も見受けられないことから、事業主は、社会保険事務所から標準報酬月額を 19 万円とする通知書を受けながら、申立人の給与から標準報酬月額 28 万円分に

相当する保険料控除をしたとは考え難い。

また、申立人の申立期間後の平成9年10月以降についても、賃金台帳に記載された保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額は、一致（30万円）していることが確認できる。

さらに、他の同僚の記録を確認したが、オンライン記録の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低くなっている者はいない。

これらのことから、事業主が申立人の申立期間に係る標準報酬月額を19万円として社会保険事務所へ届出をするとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額（28万円）とする届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和29年7月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月1日から29年7月1日まで

私は、昭和25年3月1日から平成3年4月30日までA社に継続して勤務していた。厚生年金保険の被保険者として継続して勤務していたのに、空白があるのはおかしいので調査をお願いしたい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録簿等から、申立期間当時、同社に継続して勤務（同社B営業所から同社D営業所に異動）していたことが確認できる。また、A社の人事担当者は、申立人が正社員として継続勤務し、厚生年金保険料を控除していたと供述していることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立期間当時、A社D営業所は厚生年金保険の適用事業所でなかったために、同社B営業所において引き続き、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められることから、申立人の同社D営業所における資格取得日と同日の昭和29年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和26年7月のオンライン記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無く、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）がこれを記録しないと考えることから、事業主が昭和26年8月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る26年8月から29年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

奈良厚生年金 事案 651

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店の資格取得日に係る記録を昭和50年9月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立人の氏名等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月26日から同年10月1日まで

私は、昭和50年4月1日から同年9月25日までA社C工場で研修があり、同年9月26日よりB支店に配属になった。しかし、記録では1か月の空白期間が生じているので、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録カード、辞令簿及び雇用保険の被保険者記録等から、申立期間当時、同社に継続して勤務（昭和50年9月26日に同社C工場から同社B支店に異動）していたことが確認できる。また、A社の経営企画部の担当者によると、「正社員は退職するまで厚生年金保険に継続加入しており、転勤による資格の得喪は手続だけの問題であり、毎月の給与から保険料が控除されないことは通常はない。」としていることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和50年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険被保険者のA社B支店の資格取得日を昭和50年10月1日と誤って届け出たとしており、保険料を納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る50年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から49年3月まで

私は、20歳になった昭和47年*月に、当時の集金人に国民年金の加入手続をしてもらい、その後母又は私が集金人に国民年金保険料を払っていた。申立期間が未納となっているのは納付できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年7月24日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち、47年12月から48年3月までの国民年金保険料は、時効により納付できない。

また、上記のほか国民年金手帳記号番号の払出しが行われたことをうかがわせる事情が見当たらない。

一方、申立期間を含む昭和48年4月から50年3月までの期間については、過年度保険料として納付が可能であり、49年4月から50年3月までの期間については、申立人から提出された領収書から、納付済みであることが確認できる。

しかし、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの期間については、申立人から過年度納付の手続等に関して、誰がどのように行ったなどの具体的な供述は得られず、また、保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A市では、申立期間当時、集金人が過年度納付の手続を行っていたかなどについては、不明としているが、当該地区において、国民年金保険料の納付に関し、不正が行われたことは無いとしている。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月から 39 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月から 39 年 6 月まで

私の国民年金保険料については、市役所の職員による集金であり、両親の保険料と一緒に納付していた。国民年金の加入手続や保険料の納付については基本的に父親が行っていたが、私自身も国民年金保険料を集金人に手渡した記憶もある。

申立期間について未納とされていることは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 1 月 28 日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認することができ、この時点で申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない上、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている記録は見当たらない。

また、申立期間のうち昭和 38 年度及び 39 年度については、申立人に係る国民年金被保険者台帳により、未納期間に対し社会保険事務所（当時）が納付催告を行ったとする「未カード済」のゴム印が押されていることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金保険料を集金人に手渡した記憶はあるものの、国民年金の加入手続や保険料の納付については、基本的に父親が行っていたと述べており、その父親は既に死亡していることから、具体的な納付状況が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から59年3月までの期間及び平成5年12月から6年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年3月から59年3月まで
② 平成5年12月から6年2月まで

昭和52年に退職してから、同居していた姉が私の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれていた。52年ごろからはきちんと納付しているはずなので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和52年に会社を退職してから、申立人の姉が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が60年1月16日に払い出されていることから、このころ国民年金に加入したものと推認されるとともに、申立人が所持する年金手帳及びA市が保管していた申立人の国民年金被保険者名簿によると、59年4月1日に申立人が国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間①は国民年金未加入期間であり保険料を納付することができず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②について、オンライン記録によると、平成14年になって、さかのぼって5年12月26日資格取得及び6年3月1日資格喪失の記録が追加処理されていることから、申立期間当時には国民年金被保険者資格取得の手続を行っておらず、当該期間は国民年金未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかつたと推認される。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月から 48 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から 48 年 1 月まで

私は、昭和 47 年 2 月に会社を退職して、事業を新しく始めた。その後、市役所に出向き、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳を受領した。国民年金保険料を納付しないのであれば、わざわざ市役所へ行って加入手続をするはずは無いので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の昭和 47 年度国民年金印紙検認記録欄には、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から 48 年 1 月までの期間について検認印は無い上、同手帳には、47 年度の国民年金印紙検認台紙が切り取られ、「48. 6 A 市」の割印が押されているところ、当時の取扱いでは、国民年金手帳の提出があった場合において、次年度に左頁の国民年金印紙検認記録欄と右頁の国民年金印紙検認台紙の国民年金印紙の貼付^{ちようふ}が一致していることを確認した上で、国民年金印紙検認台紙の切り取り線上に契印を押し、国民年金手帳から切り離すことと定められている。これは納付の有無にかかわらず切り離すこととされており、A 市でも同様の取扱いを行っていたことが確認でき、手帳上は納付記録がなかったと推認できる。

また、A 市の国民年金被保険者名簿によると、昭和 47 年 2 月 21 日に資格を取得し、48 年 2 月 21 日に資格を喪失している旨の記載はあるが、申立期間について、国民年金保険料を納付した記載は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付場所、金額及び納付方法について記憶が明確ではなく、国民年金保険料の納付状況等が不明であるとともに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 38 年 4 月に大学に入学したのを契機に、実家の母親が私の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてきていたと思う。母親から国民年金についての手紙と手帳も郵送されてきたので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 38 年 4 月に大学に入学したのを契機に、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親は既に亡くなっていることから、当時の加入手続及び国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間当時、申立人の母親が居住していた A 市においても、申立人が国民年金保険料を納付していた記録が見当たらない上、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立期間について、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、記憶ははっきりとしないが、昭和 38 年 11 月頃、国民年金手帳が母親から郵送されてきており、申立期間について国民年金手帳を所持していたとしているところ、申立期間当時、国民年金保険料の納付方法は印紙検認方式であったことから、実家の母親が保険料を支払っていたとする申立人の主張とは矛盾する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の氏名等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年ごろから 62 年ごろまで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、喫茶店であるA事業所における厚生年金保険の加入期間が無い旨の回答であった。同事業所に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の業務内容に係る記憶から判断すると、勤務期間を特定することはできないが、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、申立人は、「A事業所は個人事業所の喫茶店であった。」と述べており、個人事業所である飲食業は厚生年金保険の強制適用事業所には該当しない。

また、申立人は、「A事業所の関係者はすべて亡くなった。」とも述べており、A事業所の関係者から事情を聴取することができず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、一緒に勤務していたとする内縁の夫にも、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は無い。

加えて、申立人が居住している市では、昭和 50 年代前半からの国民健康保険被保険者記録を保存しているとしており、同市から提供された申立人に係る国民健康保険被保険者の加入記録によると、申立期間の一部である昭和 54 年 1 月から国民健康保険の被保険者であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月ごろから36年2月1日まで
先に勤務していた兄の紹介で、前職を退職して間もない昭和34年8月ごろに、A社に入社した。

しかし、厚生年金保険の加入は昭和36年2月となっており、実際の入社時期よりも約18か月も遅くなっているのは納得できない。

調査して、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前職を退職して間もなくA社に入社し、同社在籍期間中である昭和35年10月に結婚したと述べており、同社に勤務していた同僚も、「申立人は、結婚する以前よりA社に勤務しており、実家から通勤していた。」と述べていることから、申立人が申立期間において同社に在籍していたことが推認できる。

しかし、同社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の資格取得日は、昭和36年2月1日と記載されており、これは、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の資格取得日と一致する。

また、申立期間当時に同社に在籍していた複数の者に照会を行ったところ、「機械ブラシの植付け作業を行う職人の給料は、入社当初は出来高制であり、入社と同時に厚生年金保険に加入していなかったと思う。」との証言が得られた上、機械ブラシの植付け作業をしていたとされる職人のうち1名は、同社における厚生年金保険の記録が確認できず、また別の職人1名について

は、入社と同時には厚生年金保険の資格を取得していないことが確認できることから、当時、事業主は、職人について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 4 月ごろまで

二人の同僚のA事業所（現在はA社）における厚生年金保険の被保険者記録が、同社の厚生年金保険の新規適用日からあることを知った。事業主に確認したところ、3人同時に加入手続をしたとのことであった。当時勤務していたのは私を含む3人だったので、私の記録だけが無いのはおかしい。

調査をして厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 4 月から 53 年 4 月頃までA事業所に勤務したと述べているが、当該事業所に申立期間当時の人事記録等は保管されておらず、同僚も申立人の勤務期間についての記憶は無く、申立期間の勤務実態を確認できない。

また、申立人は、事業主から厚生年金保険の新規適用時（昭和 52 年 10 月 1 日）に3人の資格取得届を提出したことを聞いたとしているところ、同日に厚生年金保険の資格を取得した被保険者は3人いるものの、その3人は申立人が同僚として氏名を挙げた資格取得日以前から勤務していた2人及び申立人が記憶していない1人であることが確認できる。

さらに、申立人は、「事業所が厚生年金保険に加入していることは知らなかった。」と述べており、厚生年金保険料を控除されていた記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、③、⑤、⑦、⑨及び⑪について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②、④、⑥、⑧、⑩及び⑫について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 9 月 1 日から 56 年 7 月 22 日まで
② 昭和 56 年 7 月 22 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 56 年 11 月 4 日から 57 年 8 月 13 日まで
④ 昭和 57 年 8 月 13 日から同年 11 月 1 日まで
⑤ 昭和 58 年 1 月 5 日から同年 4 月 17 日まで
⑥ 昭和 58 年 4 月 17 日から同年 6 月 1 日まで
⑦ 平成 2 年 4 月 16 日から 3 年 7 月 4 日まで
⑧ 平成 3 年 7 月 4 日から同年 9 月 1 日まで
⑨ 平成 4 年 10 月 21 日から 5 年 8 月 19 日まで
⑩ 平成 5 年 8 月 19 日から同年 11 月 1 日まで
⑪ 平成 6 年 3 月 15 日から同年 7 月 30 日まで
⑫ 平成 6 年 7 月 30 日から 8 年 9 月 1 日まで

申立期間①及び②について、A社での標準報酬月額は入社時が 30 万円、昭和 56 年 4 月からは 35 万円であり、同年 10 月末日まで勤務していたはずである。

申立期間③及び④について、B社での標準報酬月額は入社時が 30 万円、昭和 57 年 4 月からは 33 万円であり、同年 10 月末日まで勤務していたはずである。

申立期間⑤及び⑥について、C社での標準報酬月額は入社時から退職するまで、30 万円であり、昭和 58 年 5 月末日まで勤務していたはずである。

申立期間⑦及び⑧について、D社での標準報酬月額は入社時から退職するまで、30万円であり、平成3年8月末日まで勤務していたはずである。

申立期間⑨及び⑩について、E社での標準報酬月額は入社時から退職するまで、50万円であり、平成5年10月末日まで勤務していたはずである。

申立期間⑪及び⑫について、F社での標準報酬月額は入社時が30万円、平成6年8月からは32万円であり、8年8月末日まで勤務していたはずである。

全申立期間について、標準報酬月額及び厚生年金保険被保険者期間が記憶しているものと違っているもので、訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に勤務していた複数の同僚は、当時、支給されていた給与額について、はっきり覚えてはいないが、自分についての社会保険庁（当時）の記録に間違いがあるとは思っていないという趣旨の証言をしているほか、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

申立期間②について、申立人は、A社に勤務していたとしているが、雇用保険被保険者記録における申立人の離職日は、昭和56年7月21日となっており、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者記録と一致している（厚生年金保険の資格喪失日は、離職日の翌日。以下同じ。）。

また、当該事業所に昭和56年9月21日に入社した者は「自分が入社した時に申立人は在籍していなかった。」と証言していることから、当該申立期間において、申立人が勤務していたことを確認することができない。

申立期間③について、B社に勤務していた同僚は、当時、支給されていた給与額について、はっきり覚えてはいないが、自分の社会保険庁の記録に間違いがあるとは思っていないという趣旨の証言をしているほか、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

申立期間④について、申立人は、B社に勤務していたとしているが、雇用保険被保険者記録における申立人の離職日は、昭和57年8月12日となっており、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者記録と一致している。

また、当該事業所に申立人と同時期に勤務していた同僚は「申立人はお盆休み前に退職したと思う。」と証言しており、証言内容とオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書による被保険者資格喪失日も一致している。

申立期間⑤について、C社に勤務していた複数の同僚は、当時、支給されていた給与額について、はっきり覚えてはいないが、自分の社会保険庁の記

録に間違いがあるとは思っていないという趣旨の証言をしているほか、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録を見ても、標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して訂正された痕跡は認められない。

申立期間⑥について、申立人は、C社に勤務していたとしているが、当該事業所において申立人と同時期に勤務していた複数の同僚に対して申立人の勤務実態について照会したところ、申立人を記憶している者はおらず、申立人が当該申立期間に厚生年金保険に加入していたことについて証言を得ることはできない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には昭和58年4月17日に資格喪失し、同年4月21日に健康保険証を返納していることが確認できる。

申立期間⑦について、D社において申立人と同じ職種であったとされる複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

申立期間⑧について、申立人は、D社に勤務していたとしているが、雇用保険被保険者記録における申立人の離職日は、平成3年7月3日となっており、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者記録と一致している。

また、当該事業所が加入していた健康保険組合における加入証明書の資格喪失日は、厚生年金保険被保険者記録における資格喪失日と一致している。

申立期間⑨について、E社に勤務していた同僚は、当時、支給されていた給与額について、はっきり覚えてはいないが、自分についての社会保険庁の記録に間違いがあるとは思っていないという趣旨の証言をしているほか、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録を見ても、標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して訂正された痕跡は認められない。

申立期間⑩について、申立人は、E社に勤務していたとしているが、当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失日はオンライン記録と一致している。

申立期間⑪及び⑫について、F社に申立人と同時期に勤務していた同僚は「申立人の勤務期間は4か月程度であると思う。また、標準報酬月額についても記録どおりだと思う。」と証言していることから、当該申立期間において申立人が勤務していたこと、及び申立人が主張する標準報酬月額であったことを確認することができない。

また、雇用保険被保険者記録における申立人の離職日は、平成6年7月29日となっており、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者記録と一致している。

なお、申立人は当該申立期間内に当時居住していたG市に国民健康保険料及び国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、③、⑤、⑦、⑨及び⑪について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、申立期間②、④、⑥、⑧、⑩及び⑫について、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月31日から31年4月5日まで
A社とB社（現在は、C社）のJV方式でDビルの増築工事が行われ、私はA社側で雇用されていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社E支店から提出された昭和30年10月時点の社員名簿に、申立人が名前を挙げた同僚が、DビルF作業所勤務者として記載されていること、及び同僚の証言等から、申立人が申立期間の一部の期間について、DビルF作業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、この同僚は申立人について、「現場の所長が採用した臨時採用の現場従業員だった。」と述べており、A社E支店によると、「本社、E支店共に社員名簿等に申立人の在籍記録は確認できない。本社又は支店で採用された社員は勤務場所に関係なく厚生年金保険に加入させていたが、現場採用者については、現場において社会保険加入の判断がされており、国民健康保険組合にのみ加入させていた現場もあったようだ。」と述べている。

また、申立期間において、A社G支店（現在は、E支店）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前を確認することはできず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。